

## 令和元年度 第4回 文京区地域包括ケア推進委員会

日 時：令和元年12月17日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

### <会議次第>

#### 1 開会

#### 2 議事

- (1) 春日二丁目区有地における特別養護老人ホーム等の開設について  
【資料第1号】
- (2) 令和元年度文京区高齢者等実態調査の集計状況について  
【資料第2号】
- (3) 平成30年地域ケア会議実施内容の報告について  
【資料第3号】
- (4) 令和元年度高齢者あんしん相談センター事業実績報告（4月～9月）  
【資料第4号】
- (5) 令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について  
【資料第5号】
- (6) 指定地域密着型サービス事業所の指定について  
【資料第6号】
- (7) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について  
【資料第7号】
- (8) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について  
【資料第8号】
- (9) 指定地域密着型サービス事業所の利用状況について  
【資料第9号】

#### 3 その他

#### 4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、中村 宏、星野 高之、  
藤田 良治、川又 靖則、阿部 智子、林田 俊弘、荒川 まさ子、

諸留 和夫、吉野 文江、田口 弘之、古関 伸一、楠 正秀、  
鈴木 好美、浅井 順、小倉 保志、町田 直樹

<事務局>

真下高齢福祉課長、坂田認知症・地域包括ケア担当課長、瀬尾介護保険課長、  
榎戸健康推進課長、石川福祉施設担当課長

<傍聴者>

2人

---

1 開会

2 議題

平岡委員長：お忙しい中、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日も議事進行にご協力のほどお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って、議事を進めてまいりたいと思います。

まず（１）春日二丁目区有地における特別養護老人ホーム等の開設について。  
資料１、第１号について、事務局から説明をお願いします。

石川福祉施設担当課長が資料第１号に基づき、春日二丁目区有地における特別養護老人ホーム等の開設について説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

私から１点お伺いします。今、こういう施設を開設する場合、職員の確保に苦勞される場合が多いと思います。こちらの施設は、その点について十分問題をクリアできているという理解でよろしいでしょうか。

石川福祉施設担当課長：運営法人である龍岡会に確認しておりますが、既に介護職員等の募集を行っておりまして、８割方の職員は確保できていると聞いてお

ります。これは、12月初旬に確認した数値ですので、今現在はもう少し進んでいるかなと感じております。

**平岡委員長**：ありがとうございました。いかがでしょうか。

それでは、この点については以上ご報告を承ったということで、次に進みたいと思います。議事の（2）令和元年度文京区高齢者等実態調査の集計状況についてということで、資料第2号の説明をお願いいたします。

**瀬尾介護保険課長**が資料第2号に基づき、令和元年度文京区高齢者等実態調査の集計状況について説明を行った。

**平岡委員長**：ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見いただければと思います。

**諸留委員**：これはアンケートだからそういうものですかという気持ちになりますね。現実に区民の皆さんがこういうことを書いているわけだからね。そのまま受け取ればいいですね。

何点か感想です。82ページの地域で暮らし続けるために必要なことということで、家族介護者を支援してくれる仕組みがあると書かれています。ただ、そういった支援を希望されていても、現実、私の周りでは最初は家族で介護しています。そして家族同士で介護していても、持たないですよ、やっぱり。短い期間だったらいいけれど、長くなると介護しているほうが参っちゃったりするわけです。だから、仕組みがあるということをやったって、じゃあどういう方法があるのかとお聞きしたいです。そんなうまい方法はなかなかないと思います、私。そうするとやっぱり施設にお願いするより仕様がなないんじゃないかなと思います。

もう一つ、22ページでそれぞれ項目がありますが、①と③しかなく、②がありません。気がついたのでお伝えしておきます。

それと、先ほど、差別と区別という話をされていきました。前に私はある会議に出席して話をしたときに、男と女が差別だと言われてしまったんです、区別のつもりで私は言ったんですけどね。でも、しゃべるときも区別は必要だと思います。どこへ行ったって、例えばお風呂屋さんへ行ったって男と女の区別が

ある。トイレも男と女で区別があるわけで、それを差別という人は多分いないと思いますけれど、区別と差別という言葉の、それこそ区別を間違えないようにお願いしたいと思います。

**平岡委員長**：ありがとうございました。お答えいただけますか。

**瀬尾介護保険課長**：そうですね、21ページ、22ページの②がないというのは、こちらは要支援、要介護度とか介護保険の認定を受けていらっしゃる方かどうかというところで、②番の調査が現役世代ということになるので、今回のこの調査の内容には該当しない方だったので、そういったところをわかりやすく表現できるようにと思います。②は対象がなかったというものでございます。

差別と区別の点ですね、性別による差別をしないということで、区別としてはそうですね、きちんと区別はすべきというのはありますが、男性とも女性とも感じない方というか、自分はほかのものと思っていらっしゃる方の表現項目として、その他の性自認というのを設けていましたが、回答としてなかったもので、そこは言葉として整理していければと思います。

**平岡委員長**：家族介護者支援についての要望が多いけれども、具体的にどういうことが可能ですか。

**瀬尾介護保険課長**：家族介護の支援というと、レスパイトといいますか、実際、その一時でもコンサートなり何なり介護から離れてお時間をとれるというものも一つ支援の方法だと思いますし、あとは施設に入れない方というか、入らない方もいらっしゃいますので、その在宅で定期巡回ですとか、小規模多機能のほかのサービスを使ってというか、いろんなサービスの利用のメニューを増やすことで、家族の方が少しでもお時間がとれればというのも支援だと考えております。

実は、こちらの項目では、その他と答えられた方が非常に少なく、選択形式で項目を設けておりましたので、もしかすると回答者の方それぞれに思うところはいろいろあるかもしれないです。

**鈴木委員**：感想と意見が一つずつとありますか、提案です。まず、92ページの介護サービスの未利用理由について、ここに、以前、利用していたがサービスに不満があった、サービスが利用できない、身近にない、利用方法がわからないとか、この辺に関しては、おそらく行政側で何とかフォローできる問題だと思

います。特に在宅介護の方たちにとっては、もう少し意見をくみ上げて、なるべく先ほど諸留さんからのお話もありましたように、家族の負担を減らすということが、一番こちらが働きかけられることではないかと思います。

それから、112ページ、施設さんからの意見要望で抜粋ですが、これの下から2番目に、「土、日、夜間の相談窓口、緊急の受け入れ先があると良い。」とありますけれども、これ、ほかのアンケートでもありましたように、相談がしたいということだと思いますので、病院の当直みたいに介護当直というような形で、皆さん回り持ちで区のどこか一つを開放して、そこに皆さんが交代で、まずは相談だけでいいと思うんです。夜間、祭日、土、日などに介護相談窓口を介護当直みたいな形で設けてはどうかと思いました。例えば、誰でもいいからちょっと話を聞いてもらいたいという介護者からの話もありますし、まかり間違えばお助けテレフォンみたいな形になるかもしれませんが、とりあえず電話を二、三本開設するなり何かして、一つの相談窓口というのを設けたらどうかと思いました。

**瀬尾介護保険課長：**サービス利用につきましては、実際の介護保険のサービスですと、ほとんどはケアマネジャー様が中心になっていきますので、サービス利用における不満や、そういったことについては、ケアマネジャーさんとのやりとり、あとはその他に高齢者あんしん相談センターもありますし、介護保険課も窓口を設けています。そういったところで相談いただければ、是正できるところとか、直せるところについて事業者とのやりとりができますので、まず相談先というか、抱え込まなくていいんだよということをお示ししていきたいと思っています。

2点目の相談の土、日、夜間ですね、まず、土、日、祝日に関しましては、4つの高齢者あんしん相談センターが開いております。ですので、土、日、祝日もご相談したいという方はできることになっております。また、年末年始もやっています。また、介護の緊急性という面では、医療とはまた少し違いますので、夜間について実際その必要度があるかというのは、ご意見がいろいろあると思いますが、今のところは対応していない状況です。

**真下高齢福祉課長：**今、介護保険課長からあったように、土、日、祝日は高齢者あんしん相談センターを開いておりますので、電話も受けますし、ご来所いた

だいてもご相談をお受けします。そこで承ったご意見等、ご相談があれば、土、日、祝日は庁舎が休みですけれども、休みが明けたところでそういったご意見があったことは介護保険課や適する部署にお伝えしながら解決を図っていききたいと思っております。この土、日、祝日が開いているということがまだまだ周知が足りないところもあるかもしれませんけれども、そういったところも今後、適切な周知を広めていききたいと思っております。

**坂田認知症・地域包括ケア担当課長：**高齢者あんしん相談センターには土日開館というところと、あと365日開いているところがあります。それと、緊急の相談先というところですけども、高齢者あんしん相談センターは、本所のほうが各特別養護老人ホームや老人保健施設と併設されておりますので、万が一のときは電話をかけるとそちらの施設につながるような体制になっておりますけども、実際に件数としては非常に少ないと聞いております。

**鈴木委員：**こちらの体制が整っていることはわかりましたけれども、先ほどのアンケートでも、場所を知らない、聞いたこともないという人がまだまだいらっしゃるの、その辺のフォローがこれからの問題になると思います。よろしくお願ひいたします。

**平岡委員長：**ありがとうございます。はい、どうぞ。

**楠委員：**この介護という流れの中で、健康寿命というのと、それから平均寿命という言葉がありますね。新聞に出ていたデータですけど、2016年度の全国男性の健康寿命が72歳でした。それで、平均寿命は男性は81歳ということで、81から72を引いたら9、要はこの9年間は介護の期間になってしまうというわけです。それで、女性の場合はというと、女性の健康寿命は75歳で、平均寿命が87歳、87から75を引くと、実に12年間の介護をする期間があると。女性のほうがやはり長いわけです。

そういう状況を踏まえて、このデータを見させていただいたんですけども、一つとしては、健康寿命をもっと延ばしてあげること。そうすれば介護する期間が短くなります。それで、ここのデータの中でも、いろいろこのアンケートの中で見させていただいて、この健康寿命を延ばすために、どういうことを取り組んだらいいのか考えていましたが、この間、NHKでやっていましたけども、男性は例えば筋力増強ということですね。いろいろトレーニングルームへ

行ったり通ったりして。片や女性はそんなことは大嫌いだと。お友達と話しているほうがいいと。この2つのグループに分けて調査をしたそうです。

そうしましたら、何と体力増強をやっている男性のほうがむしろ健康寿命がよくないと。ぺちやくちや話しているほうが脳の活性化にはいいというんです。そういうデータが出ているから興味がありまして、この調査の中でも67ページから80ページまでの「地域とのつながり・地域活動について」というところ、先ほどご説明がありましたけども、ボランティア活動とかスポーツ、趣味関係のグループに参加しているとか、学習・教養サークルや、老人クラブ、町内会の参加とかとありますけれども、元気な人の①の65歳以上で元気な人もほとんど半分ぐらいが参加していないとなっていて、回答がない方を入れると、大体8割から9割になります。一体、何やっているのかなと。むしろそういう方こういう活動に参加してもらったほうが、健康寿命の伸長に役に立つと思いましたので、こういう全然参加しないという方、ボランティアにも何も参加しない、趣味にも学習にも何も参加しないという方を生かすという方法があると思います。

それから、もう一つ、介護期間を短くするというので、介護が必要になってしまった方をどうすればいいかというのは、ここのデータの中に全部落とし込んでありましたけども、介護についての81ページから101ページですか、これを見ますと、例えば地域で暮らし続けるために、こういうことを要望したいと具体的に出ておりますし、それから今後の希望する暮らし方ということで、介護を受けながら自宅で暮らしたいと、終末期はどのように迎えたいという、自宅で4割の方は死にたいということで、かなり具体的にこの調査の内容が出ているので、これを生かしながら区で施策を立ててやっていけば、かなりの的を得た方向にまとめられると思います。

**平岡委員長**：ありがとうございました。はい、どうぞ。お願いします。

**真下高齢福祉課長**：先ほど、健康寿命の延伸を図るというご意見がございました。まさしくそのとおりでございまして、この健康寿命を延ばせば介護を必要とする期間が短くなると考えているところです。

今、地域への参加というのが非常に大事というご意見もございましたけれども、今年度から取り組んでいるフレイル予防プロジェクトというの、そうい

う取り組みの一つでございます。フレイルとは虚弱な状況を指す言葉ですが、地域の区有施設を使って行う取り組みに、気軽に来ていただければと考えております。そこでご自身がお気づきになっていただいて、今、委員がおっしゃったとおり、社会参加がとても大事ですよというお話もその場でさせていただこうと考えています。運動、栄養、社会参加というこの三つの三本柱についてご案内もさせていただきます。

また、社会参加として、さまざま地域でボランティア活動をやるほか、地域活動をご紹介する冊子も区で用意しているので、広くご利用いただけるように周知を重ねていきたいと考えております。地域のさまざまな活動に多くの方が参加いただけるよう、区としても取り組んでいきたいと考えております。

**町田委員：**2点お聞かせください。今、お話しいただいたフレイル予防に関して。まさにそのフレイル予防について、区を上げてやっているスキームの中の、社会参加の部分にかかわって今一緒にいろいろやっているところです。高齢福祉課が所管でやっておられますが、ぜひ縦割れではなくいろいろな部署も係わって欲しいと思います。なぜならば高齢者の社会参加という、その場づくりも私はやっていて、社会参加って高齢者だけでもできますが、多様な方々と触れ合うことが社会参加になると私は考えています。ただ、どうしても高齢福祉課に関することではないのが出てくるので、そこはぜひ横断的に、例えば子どもや様々な世代が集う社会参加の場をつくるべく、どうかご協力をお願いしたいということが一つ。

それから、資料に戻りまして、84ページの前回調査と今回調査の変化という視点からお聞きしたいんですが、84ページ、今後希望する暮らし方の中で、先ほど介護保険課長から説明がありましたが、前回調査よりも在宅を希望する方が減っているというお話がありました。これ、私はびっくりしまして。私の認識では、メディアの報道等で、在宅を希望される方がほとんどであるという認識でいましたので、その変化という、割合としては依然大きいものの、低下した、減ったことに関して、どう考察すべきなのかと。本当は在宅がいいけれどもということなのか、だけどもということなのか、例えば33ページで、住まいについて不便や不安を感じていることに対して、在宅の条件であるお住まいが予想よりもかなり整っているなというイメージなので、にもかかわらず、在宅



を希望する方が減っているというのは、どのように考察されるのかをお聞きしたいということが一つ。

あと、最終的な報告書にされるときに、前回調査と今回調査の比較みたいなことが出てくると思うんですが、そのときに、その変化に関しての考察のようなものは何かこう記述されるような形になるのかをお聞きしたいです。

**平岡委員長**：ありがとうございます。お答えいただけますか。

**瀬尾介護保険課長**：今回の調査におけるパーセンテージについて、私は先ほど変化と申し上げましたが、実際、意識の変化とまで言えるのかというと、微妙なラインのポイントです。

例えば84ページのiiの①で言うと、前回の調査結果だとトータルで62.5%の方が在宅でということでしたが、今回56.7%ということで、微減ということになります。88ページのiiiの②もそうですね。こちらも自宅が今回38.5%、50歳以上の方も38.5%の方が自宅とおっしゃっていたのが、前回は35.4%になっているということなので、若干自宅が減っているということになります。

意外だったのが、88ページのiiiの①、有料老人ホームとサ高住に関して、トータルが、前回6.0だったのが6.5に変わっているところと、終末期を迎える場所として、元気高齢者もミドルの方も要介護の方も、それぞれ若干ですが有料老人ホーム、サ高住を希望される方が増えているというか、要介護の方ですと2.3が2.6とか、ミドルの方ですと9.5が10ということで、ほぼほぼ前回同等ですが、若干傾向として微増、微減という動きがあったというものです。

毎回そうですが、要介護の方については、在宅が、先ほどの説明とは違ってしまいますが、在宅の方がふえています。86ページの③の在宅介護実態調査につきましては、前回は68.8%でしたが、今回、75.8%なので、意外にお元気な方とあとは若い方、ミドルの方に関してはやはり終末期になれば在宅でと望むよりは施設とおっしゃるんですけど、実際、その要介護の段階になると、皆様がやっぱりご自宅を選ばれるという傾向は変わりがないことになります。

**平岡委員長**：あと、社会参加の。

**真下高齢福祉課長**：フレイル予防プロジェクトについて、社会参加に対する取り組みが縦割れにならないようにというお話でございました。まさしくそのとおりに思っております。主体的には福祉部で行っておりますけど、今、保健衛生

部の専門職との連携であるとか、あと、社会福祉協議会にも入っていただきまして、このプロジェクトを進めているところです。委員のおっしゃるとおり、さまざまな多世代の交流ができる場も、社会参加の場となると思いますので、そういったところも視野に入れながら、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

**平岡委員長：**よろしいでしょうか。じゃあ、鈴木委員お願いします。

**鈴木委員：**医師会の方がいらっしゃるのです、お伺いします。かかりつけ医・歯科医・薬局の有無です。45ページになりますが、50歳以上の現役世代調査について、50歳以上で64歳以下だと思いましたが、TOTALのn=1,599のうち、かかりつけの医師がいるが62.3%で、こちらがほかに比べては低いと思いますが、何が原因でそのかかりつけ医になっているかといいますと、次の48ページで、現在治療中、または後遺症のある病気が特にないというのが43%ありますが、高血圧、心疾患、こういうものですと十何%を足していくと六十幾つになるんですが、昨今は大きな病院から地域の病院への紹介もありますが、実際にそれをミドルエイジ、まだ働き盛りの方にかかりつけ医が62%以上いられるということは、どういう現象なのか、お伺いしたいです。よろしくお願ひいたします。

**中村委員：**かかりつけ医のいる率がトータルで62.3%、50歳以上の方ということで、実際にこれ50歳以上、定年まで65歳までとしても、その中で62%というのは高いか低いかで言われると、僕は結構高いと思っているんですけども、いかがでしょうか。決してかかりつけ医が手を抜いているからじゃなくて、みんな健康だと思っているからあんまり来ていない、かかりつけ医として希望していないだけではないかと思いますがどうでしょうか。

**鈴木委員：**恐らくこの年代は、会社で健康診断を受けていると思いますので、その上でさらに近隣のかかりつけの病院に行くということは、既にいろいろな疾患予備軍があると捉えていいでしょうか。それとも健康維持のために定期検診を受けていると捉えていいでしょうか。

**中村委員：**この年代の方は、企業の診療所等に通うということもありますし、実際に我々も様々な検診でひっかかってくる生活習慣病に関しては、積極的に介入しております。だからこそ、この数字なのかなと思います。ただ、これをどうしたらいいかと言われても、こちらももっと受診者を増やしたいですけど、

なかなか来てくれない方のほうが多くて困っています。それぐらいしかお答えできないですね。

**榎戸健康推進課長：**今、会長がおっしゃったとおりだと思います。このかかりつけ医は「50歳以上の現役世代調査」の割合で62.3%、これがほかの①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、③「在宅介護実態調査」と比較すると、82.8%、94.4%と割合が少し落ちるところです。この落ちる理由は、やはりこのアンケートの対象者が50歳以上の現役世代で、サラリーマンの方もいれば、自営業の方もいらっしゃいます。自営業の方たちは、自分で区の検診を受診されますので、それを機会にかかりつけ医を持っていただく形になりますが、サラリーマンの方は、会社で検診を受け、かかりつけ医を持つ機会が自営業の方に比べるとどちらかといえば少ないので、この部分が20%ぐらい少ない数字となっているかと考えております。

従いまして、50歳から60歳のサラリーマン世代の方たちに、検診以外に地元である文京区の中でかかりつけ医師を持ってもらいたいと、PRしていくのが行政の課題と考えております。区からのメッセージがなかなか届きにくいところではありますけれども、今後もさまざまな手法を考えていきたいと思っております。

**平岡委員長：**ありがとうございます。よろしいでしょうか。

**楠委員：**いくつか確認したいのですが、122ページの高齢者施策、介護保険制度への意見ということで、抜粋のところがあります。

私が気になったのが、この122ページの上から2行目、書類が多過ぎと書いてあるところです。実は私もサラリーマン時代に、本社からあれやれこれやれと確かに書類がいっぱい来ました。そうすると、まともに自分の仕事ができない。本末転倒になっちゃうんですね。数字を集計することは必要というのわかりますが、余り事業所にあれ出せ、これ出せとなりますと、高齢者あんしん相談センターの皆さん、それからケアしている事業所の皆さま方の本来の仕事ができにくくなる可能性が非常に高いですから、この辺も配慮していただきたいと感じました。

それと、112ページ、ここにも意見要望ということで載っていますが、ページの最初に介護ヘルパーの募集をしても集まらないと書いてあって、それから122ページに戻ると、この上から丸ポツの9番目に、処遇改善加算の分配ということ

ころがあります。これを読むと、従業員に還元させる仕組みを行政でつくっていただきたいと。この方の意見としては、要は事業所がもうかって自分には全然落としてくれないという気持ちが強かったと思うんです。処遇改善された給与の要は値上げだというものについては、どうしても会社が吸い上げてしまうことが強いので、できれば行政で、例えば労働分配率は幾つにしないなんてことも難しいかと思えますけど、その辺も配慮してあげて、要は若い人でも介護をやりたい、給料がまあまあいいというような魅力がないと、将来を考えたときに、若い人で介護をやってくれる人がいなくなっちゃうと、先細りになっちゃういますから、その辺に根本的な問題が隠されているのかなという気がしました。ですから、その辺の総意を上げながら、皆さんと解決していくのがこれから先の将来を考えたときに必要ではないかと思いました。

参考までに意見です。

**平岡委員長：**ありがとうございます。

そういう点で、今後の区の施策に生かしていくためにこの調査はあるので、ぜひ今のご意見も参考にしていただければと思います。何か今、お答えいただけることはありますか。

**瀬尾介護保険課長：**書類の多さについては、このアンケート自体も多かったと思いますし、実際、報告については介護保険法上に定められたものがあって、非常に細かいところまで求められているので、事業者様は本当に大変だと思います。国でも、今書類を少なくするという検討段階の会議がありますが、なかなかそれだけで書類を減らすことは非常に難しいと思います。IT化の面では、記録も大体手で作っている事業者様がほとんどなので、発言したことが記録になるような、ITとかそういったものも生かして、どんどん改善できればというのはありますが、実際、介護記録にしてもそうですし、どんなサービスを行ってどういう請求するかも全部書類なので、そういった面では事業所さんや介護に従事している方の負担は非常に大きいと思っております。

あともう一点の処遇改善加算について、こちらも一定以上の条件に見合ったところは各事業所を単位に従業員の処遇を改善するための加算がとれる、その介護報酬に上乘せしてもらえるといるものですが、その分配自体は事業所に任せられています。ただ、処遇改善というからには、従業員に分配するようにも

ともとつくりされているものなので、それについては実際、また書類ですが、処遇改善した報告を区は求めています、そちらでは従業員の方にボーナス幾ら上がったとか、どれだけの人数に分配したという報告は受けています。

**平岡委員長：**ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

**阿部委員：**いろいろあってだんだん腹が立ってきました。現場が反映されていなくて本当に。

まず、先ほどの処遇改善について、これはスタッフにちゃんと還元しなさいとなっていますので、本来、事業所で搾取することはないはずです。私どもは介護事業所と看護と両方ありますけど、介護のほうは処遇改善を全て行っていますので、最近看護と介護の差が少なくなってきました。看護には処遇改善がないものですから。それはそれで問題ですけど。

なぜ違うかという、介護の人たちは今なり手がいません。3カ月ぐらいの研修を受けると介護現場で働けます。看護はもう大学、大学院卒の人たちがやっています。国家試験とただの初任者研修という、その差があります。

あともう一つ大きいのは、命をどういうふうに扱っているかです。看護に携わる方は看護師など、医療の方が多いので、命にすごく責任を持ちます。その中で、給与が全然違うということは問題です。ですので、今処遇改善が上がっていますので、介護の人たちについて給料が低いと私はそれほど思っていないし、うちは本当に十分出していると思っています。でも、それでもやり手がないんです。はっきり言って皆さんの知り合いの方に、介護士さんになってくださいと勧めていただきたいと思います。でも結局、介護士といっても、余りにもなり手がいないというのが現実です。だから処遇が云々というよりも、なり手がいないということが現実だと思います。

それと、先ほどあった相談、土曜、日曜の相談というところですが、この頃は地域包括を本所でやっていると言っていますけども、今、高齢者実態調査の中でもわかったように、独居の人、高齢者世帯の人たちがかなり多くなっています。その人たちに何か手続のために行ってくださいと言っても、この間、私もたまたま14日に退院した人がいて、15日までに申請すればおむつが間に合うからということで、15日に申請に行かなくちゃいけない。でも高齢者がどうやって14日に退院して次の日に申請に行けるのでしょうか。でも、それを過ぎる

と、次の1カ月待たなきゃいけません。そのような状況では仕方がないので、私たち、ケアマネが動くしかないわけです。区はお休みですけどケアマネは土曜日、日曜日働いても代休なんかほとんどとれないのが現実です。現実問題がたくさんあります。その中で、区は本所が開いていて、そこが365日やっているからそこへ行ってくださいと。

では、なぜ本所以外に分所があるのでしょうか。できるだけ住民の人たちの近いところに場所をつくって楽にしようとするためにつくったわけですね。でも、そういうところは日曜日が休みなの。ということは、ふだんから遠いところの本所に行けばいいという見解ですね。でもそれだったら高齢者とか独居の人たちの大変さはどこまでも改善できないと思います。

また、そういう中で、さっき言ったように、在宅のサービスで介護者への支援のサービスについて、どういうことを考えているかをおっしゃいました、定巡やレスパイトの施設、でもそれは今あるサービスであって、それを使ってもまだ足りないと言っているのであれば、では区はどのようなサービスを新たに考えていくのかと思います。

実際問題、サービスを使っていない人もいます。サービスを使わずに大変だ、大変だと言っている方もいらっしゃる。反対に、できるだけおうちで見たいと。でも、もう介護度がこれだけでこれだけの点数しか使えない、自費はできない、その状況で家族が仕事をやめてでも何とかやっていかなくちゃいけないと言っている。じゃあ、在宅を続けるためにその人たちをどういうふうに支援していいのか、区はどこまで応援してくれるのかとすごく思っています。

千代田区のように、単位数が足りなければ、横出しサービスで少しサービスを追加してあげるとか、そういうサービスを全く考えていないのかなと思っています。

それと、今年は災害がすごく多かったですね。文京区でも災害があって、スマホに文京区のどこどこ地域は避難勧告が出ましたと。この台風の中で避難勧告があって、この人たちはどうやって避難するのだろうと思いましたが、避難所がオープンして避難をされた方もあって、区では、そこに認知症の方がいらっしゃるって、認知症をどのように判断するかわからないので、これからはケアマネさんに福祉避難所のほうを勤めていただきたいという何か案内を出したと

聞きました。でも、その認知症の人たちに対して、どういう判断基準でその人を認知症とするのか、認知症の重症度などを判断するだけの研修をケアマネにするのか、ケアマネとその避難所の人たちがどのように打ち合わせをして、実際そうなったときにどのように対応していくのか、そういうことを今後どのように考えていくのかということが一切ないことに対して、これからもうすぐまた年が明けたらまたいろんな災害、あした来るかもしれない災害に対して、どのように考えていくのかと思います。

それと、これはほかの事業所さんからも言われましたが、今、文京区はすごく有料老人ホームが増えております。特定施設というところですけども、特定施設については、介護の部分は生活支援として介護保険を使っています。この施設は有料施設なので、文京区民じゃない人たちも入所できます。入所したときには文京区の介護保険を使って、その部分を補填していく状況があって、それだけ文京区の在宅の介護給付を上げていくわけです。

今、文京区は有料老人ホームが多くあって、一番高いと言われております。その辺に関して、今後どのように規制していくのか、金額が高い有料老人ホームに入っていく人は文京区民だけではないと思いますので、その辺に関して今後、どのように規制していくのか聞きたいと思います。

**平岡委員長：**ありがとうございました。お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

**瀬尾介護保険課長：**先ほどお話のあった土、日、祝に関して、今回はおむつの手続で大変だったということでした。おむつに関しては毎月締め切りを設けまして、その申請後に配送します。文京区の場合、全部原則ご自宅に配送しております。委託事業者に一定程度の日を切って連絡していることから、今回は土日を挟んでいて、15日が日曜日だったために、16日はお断りしたということです。高齢者あんしん相談センターにお電話等で先に言っておいていただいたりすると、高齢者あんしん相談センターから連絡が来たりして間に合うケースもあるということですが。電話ができなかったということですね。一定、どこかの日にちでは切らなくてはいけないので、今回は難しかったというケースになります。

次に、千代田区の横出しサービスについて、私のほうでは存じませんが、文

京区でも院内介助とか、介護保険に入っていない部分でのサービスを一定やっております。ただ、どの程度となると、豊島区のようにやっているのは、混合介護という形で介護保険サービスと、あとはその介護保険制度を使わないで同じ事業者さんが継続して、連続してサービスをするというものがありますが、実際、かなり利用度というかお金の料金が違います。介護保険を使うと一定程度これだけの自己負担だけれども、介護保険のサービスを使わないと9割は全部自費になりますので、実際、お使いになる方はあまり多くないと聞いております。

あと、災害に関して、今回の台風で、文京区でも学ぶ点が非常に多かったので、そういったところも踏まえて、今後こういった体制をとるかという課題はございます。福祉避難所については検討し、今後実際やっていくこととなりますけれども、1次避難所という皆さんが集まるところから協定した2次避難所の福祉施設に移っていただきます。それをトリアージとって、どの方をどこに移っていただくというのは、実際問題、まだ検討段階です。ただ、2次避難所になっているところは、介護事業所や福祉施設ですから、そういったところで福祉避難所としてやってらっしゃる方に、一定お力を借りてということになります。あとは、実際もういられない、避難所にいること自体が難しい方というのも、当然それは選ぶ選ばないではなくて、次の福祉避難所にご案内していくことになるだろうと考えております。

あと、特定施設ですね。有料老人ホームにつきましては、自治体の判断ではございません。東京都の許認可制になりまして、東京都全体としては、まだ有料老人ホームが足りないと言われております。ですので、地域性によって、東京都で計画をつくっているものですが、一定程度の範囲で、この自治体、この自治体、この自治体のグループの中で、まだ有料老人ホームがつくる枠があれば、東京都は認めていく方向ということです。

ただ、地元の反対があつてまではつくりませんので、そういった面で地元の意向を聞いてもらえることになっていきますので、最終判断は東京都ですけれども、そういった面で文京区だけが有料老人ホームだらけになることにはならないと思っております。

実際、有料老人ホームに入っていらっしゃる方というのが、文京区の方が実



際半分ぐらいです。あと半分は、文京区以外の方が入っていらっしゃるというのが現状です。ただ、住所地特例という制度がございますので、文京区の介護保険のサービス、事業所様のサービスを使いますけれども、介護保険料にはね返る有料老人ホームを使つての給付は、もともとその方がいらっしゃった自治体での支出になりますので、すぐに文京区の給付費が上がることにはならない状況です。

**平岡委員長：**活発なご意見ありがとうございます。次の議題でも少しご意見いただく時間をとりたいと思いますので、次の議題に進ませていただければと思います。

(3) 平成30年度地域ケア会議実施内容の報告についてということで、お願いいたします。

**坂田認知症・地域包括ケア担当課長が資料第3号に基づき、平成30年度地域ケア会議実施内容の報告について説明を行った。**

**平岡委員長：**ありがとうございます。会議での具体的な事例の内容や意見交換の内容まで紹介した資料を提出いただいたのは初めてだと思います。本会でこの会議の内容については、いろいろなことが新たに我々も理解できるようにはなってきたのではないかと思います。ご質問、ご意見あればご発言ください。

**小倉委員：**私は富坂と、それから本富士のこの会議に参加させていただきました。たくさんの職種の方が集まって、たった1人の問題となっている事例の方について、どうやったらこの後幸せに暮らせるだろうか、どうやったら有意義に人生を過ごせるだろうかということを実際に忌憚なく意見を取り交わして、会議を重ねてらっしゃいました。本当に区民思いの人たちが、区民思いの会議をやっていたなど、私は参加者の1人として、自分がもし将来そういう立場に立ったときに、これだけいろんな人が心配をしてくれるということを心強く思った次第であります。この第3号の資料では、そういうことが伝わらないと思って付言をさせていただきました。

**平岡委員長：**どうもありがとうございます。それでは、林田委員ですね、お願いいたします。

**林田委員**：小倉委員のお話と近いのですが、この資料だけだとやっぱり会議の内容までは伝わらないと思います。その全てを伝えることは難しいとは思いますが、皆さんから出た意見のところ例えば優先順位を決められるような内容であれば、優先順位が書いてあるとか、そういったところがもう少し詳しく書いてあったら、より実行している内容がわかると思いました。

**平岡委員長**：ありがとうございました。ちょっと待ってください。今お答えいただけるということで。

**坂田認知症・地域包括ケア担当課長**：確かに非常に幅広い会議の内容ですので、一覧で整理するのがすごく難しいところがあります。ただ、今、林田委員もおっしゃったように、優先順位をつけるとか、あと時々出てくるようなキーワードみたいなものでくくってまとめるとか、わかりやすい表現の仕方等はあると思いますので、今後、小倉委員のご指摘にもありましたように、そういった会議での苦労とか話し合いの内容がわかりやすい形で皆様にお示しできるように、整理してまいりたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

**平岡委員長**：ありがとうございました。それでは楠委員、お願いします。

**楠委員**：この個別会議で各地区からいろいろな事例が出ております。それに対して、皆さん関係方のご意見を聞いて、それで対処しているということですが、これをデータベース化して、それこそケアマネの方が自分の机の前でデータたたくとどういう問題を今抱えているとか、その問題に対しての解決方法について、こういう方々に紹介、相談しなさいとか、そういう取り組みをやっているのでしょうか。

**平岡委員長**：いかがでしょうか。

**坂田認知症・地域包括ケア担当課長**：そのあたりは、個人情報などの問題がありますけども、こういった会議の事例を積み重ねていって、そういったデータベース化をしていくことは職員にとっては非常に有益だと思いますので、担当者が集まる検討会の中で具体的に検討していければと思っております。

**楠委員**：ある程度データベース化できるぐらいのボリュームが出てくれば、ぜひそれを利用すればいいと思います。そして、この事例も時代とともに変遷していくものですから、例えば若い人が入ったときに、どういうふうに先輩たちが対処してきたのかという、そういう過去記録ですね、そういうものを残してい

れば、ケアマネさんが1人で悩むことも少なくなるんじゃないかなということ  
で、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

**平岡委員長：**はい、ありがとうございます。ぜひそういうご意見も参考にして  
いただいて、検討していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど、課長からご説明がありましたように、この地域ケア会議、各センタ  
ーの取り組みとして進めてきているということですが、共通化できる部  
分などは共通化するといいますか、区としてどのようなケア会議での役割、  
その成果を期待するかというようなことを明確にして、その共通に取り組める  
部分を明確にしていくという方向で検討していただいているということござ  
います。また、その進捗状況について後日ご報告いただけるということですの  
で、そのときに委員の皆様のご意見をいただければと思います。

では、その次の議題に進んでよろしいでしょうか。

4の令和元年度高齢者あんしん相談センター事業実績報告ということで、資  
料4について、少し時間が制約されていますので、毎回のご報告ですのでポイ  
ントを絞ってお話しいただければと思います。

**坂田認知症・地域包括ケア担当課長が資料第4号に基づき、令和元年度高齢者あ  
んしん相談センター事業実績報告（4月～9月）について説明を行った。**

**平岡委員長：**ありがとうございます。ご質問、ご意見あればご発言いただけれ  
ばと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

（5）令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿  
への登録についてということで、資料第5号についてですね。説明をお願いします。  
ます。

**坂田認知症・地域包括ケア担当課長が資料第5号に基づき、令和元年度介護予防  
支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について説明を行った。**

平岡委員長：ありがとうございました。ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

それでは、この件につきましては承認という扱いにいたしたいと思います。

ありがとうございました。

－資料第5号「令和元年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託業者名簿への登録について」は、了承された－

平岡委員長：続きまして、（6）指定地域密着型サービス事業所の指定についてです。資料第6号についてご説明をお願いいたします。

瀬尾介護保険課長が資料第6号に基づき、指定地域密着型サービス事業所の指定について説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ご質問、ご意見あればいただければと思います。

飯塚委員：直接この質問ではありませんが、春日にある特別養護老人ホーム、ここは定員が90名でしたか。こちらの小日向の家は1ユニットあたり12名というところで、文京区有料老人ホームも非常に増えていますが、特養の待ち人数はまだ何人ぐらいいらっしゃいますか。

平岡委員長：はい、お願いします。

真下高齢福祉課長：名簿は年4回作成しております。直近の10月1日時点で申込者数は437名となっております。その直前の7月1日の名簿では410人でしたが、プラス27人の追加となっております。これは、小石川ヒルサイドテラスの開設、そして、大塚みどりの郷のサテライトの施設が開設予定となっておりますので、その開設に当たり、応募する方が若干増えたものと捉えています。前回、洛和ヴィラ文京春日の開設の際、そのタイミングで増加したという傾向がございましたので、同様な傾向と捉えています。

阿部委員：今の待機者の方ですけれども、お一方で何か所かの施設を希望して待つ方が多いですね。それは1人1施設として捉えて437人ですか。それとも、それぞれの施設で何人という形ですか。ある情報では、待機者の数はたくさんいる

けども、1人の方が何カ所も申し込んだ数で報告されていることが多くて、実際は1人1カ所として施設と捉えたとき、そこまで多くはないと新聞に報告があったことがありますけれど文京区はどうですか。

**真下高齢福祉課長：**今、申し上げた437名という人数は、複数の施設を申し込んでいても1人という形で数えた人数でございます。

**平岡委員長：**ダブルカウントはないので、実質待つと。

**真下高齢福祉課長：**はい。重複しているような数え方ではありません。

**阿部委員：**ということは文京区には今現在何カ所ぐらいたの特養があつて、なおかつ区外にもありますので、合計すると4,000人ぐらいになるということですか。

**真下高齢福祉課長：**複数申し込んでいる方もたくさんいらっしゃいますので、それを足し合わせると多い数にはなっています。現在、お一人の方が何カ所申し込んでいるかという集計をしていないので、申し込んでいる方の人数という形で把握しています。

**林田委員：**重複しているか重複していないかがはっきりわからないというのは、今後、どういう建物をどのぐらいつくるかとか、そういう建物はつくらずに地域の中でどういうサービスを展開するかという基本がわからないと感じます。

**真下高齢福祉課長：**重複して他のどの施設に申し込まれているかということは、データの的には把握しております。

**平岡委員長：**今はわからないけれどもということですね。

要するに実際に実人員が437名であると。

ご質問は、それぞれの人が何カ所申し込んでいるかというのは把握しているのかどうかということで。

**真下高齢福祉課長：**把握はしております。その施設で申し込まれている方の人数名簿の順位も把握しております。

**平岡委員長：**飯塚委員のご質問から言うと、これで99名と24名の施設の開所で、その待機者がどのぐらい減るといふふうに期待しているのかどうかですね。そこはどうでしょう。

**真下高齢福祉課長：**それぞれの施設で、今後、その名簿に基づいて、入居の審査等を行っていきますので、その入居予定者数の分については、待機者の数から減っていくものと考えております。

**飯塚委員：**これだけ多く施設ができています。そうすると、施設に入る方たちがかなり増えていると思われま。半年前、1年前も待機者が四百何名ということは伺ってございましたけれども、これだけふえて、かつまだ400人の待機者がいらっしゃるということですか。緩和されて当然だと思いますけれども、そこはいかがでしょう。みどりの郷も今度ユニット型で特別養護老人ホームができますよね。かなり特別養護老人ホームの数も増えていると思います。それでもまだ待機者が同じ数だけいるということでしょうか。

**真下高齢福祉課長：**待機者数については、400人台を微減するような形で近年推移してきておりますので、今回、特養が二つできることによって、その分、待機者数も減っていくものと捉えております。また、在宅で暮らしていけるような取り組みを区としても充実していき、医療と介護の連携といった面も取り組んでいかなければならない重要なテーマとっておりますので、在宅で生活ができるような施策等を検討し、待機者を減らせていけたらと考えているところで

**平岡委員長：**ありがとうございました。

先ほどお話にあったように、新しい施設ができるということで申し込む方も10名ですか、20名ですか、ふえているようでもあるという話もありましたし、後期高齢者の人口が増えることもありますので、全体としては減少傾向にはあるけれども、施設ができた分、そのまま待機者が減るということにはなっていないというお話であったと思います。

それでは、この6番の議題について、よろしいでしょうか。

では、ご了解いただいたということで、次に進みたいと思います。

(7) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について。その資料の第7号の説明と、できましたら第8号、第9号も続けてご説明をお願いします。

**瀬尾介護保険課長**が資料第7号に基づき、指定地域密着型サービス事業所の指定更新について、資料第8号に基づき、指定地域密着型サービス事業所の指定状況について、資料第9号に基づき、指定地域密着型サービス事業所の利用状況についてそれぞれ説明を行った。

**平岡委員長**：ありがとうございました。

それでは、3件まとめて報告していただきました。資料第7号から第9号までに関して、ご質問、ご意見があればいただければと思います。

特にないようでしたら、ご報告について了承したということで扱いたいと思います。

**平岡委員長**：予定していた議題は以上ですけれども、その他、何かこの機会にご発言をいただけることがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは以上になりますが、事務局にお戻ししたいと思います。

事務局より、地域包括ケア推進委員会の委員改選に関する案内について、団体推薦における手続きと、公募委員の募集についての説明を行い、アクティブ介護文京2019が本日16時まで開催していること、次回の開催予定は3月下旬であることを伝えた。

**平岡委員長**：ありがとうございました。では以上をもちまして、閉会とさせていただきます。大変活発なご意見、ご議論をありがとうございました。